

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 検索

平成30年4月から、介護給付費等の請求は
 原則、伝送又は電子媒体による請求となります。

(一部例外規定あり)

【介護給付費等の請求方法（平成30年4月から）】

■伝送（インターネット）による請求

- ・インターネットが利用可能なパソコンがあれば利用できます。
- ・ISDN回線による請求は平成30年3月末をもって廃止となります。
- ★ISDN請求の終了間際は、ヘルプデスクが混雑することが見込まれます。
 できるだけお早めにインターネット請求へ移行することをお勧めします。

■電子媒体（CD-R等）による請求

<インターネット請求を開始するための手順> ※主な手続きのみを記載

- ① インターネット請求に対応した伝送通信ソフト（※1）を入手し、インストール。
- ② 国保連合会へ『インターネット請求申請書』（※2）を提出
- ③ 国保連合会から介護電子請求受付システムのID・パスワード等が記載された『電子請求登録結果に関するお知らせ』を受領
- ④ 電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書の発行依頼（※3）を行う
- ⑤ 電子証明書発行完了通知メールを受信
- ⑥ 電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書をダウンロードし、インストール
- ⑦ インターネット請求開始（※4）

（※1）「国保中央会」のホームページから申し込み（有料）できます。他社の伝送ソフトも対応可。

★既に伝送での請求（ISDN回線）を行っている場合は、新たに入手する必要はありません。

（※2）『インターネット請求申請書』（静岡県国保連合会のホームページから印刷できます。）

静岡県国保連合会 → 介護保険 → 事業所 → 国保連（各種様式）内 → 印刷し、郵送してください。

★新規事業所が初回からインターネット請求を行う場合、「介護給付費等の請求及び受領に関する届」による対応。
 （様式は国保連合会から送付されます。）

（※3）電子証明書の発行手数料（介護給付費等との相殺による支払）

介護保険証明書：13,200円 介護・障害共通証明書：13,900円

★各証明書の有効期間は、3年間となります。

（※4）インターネット請求における、初回の審査結果を受け取るまでは、念のためにISDN回線等を解約しないでください。

◆詳細につきましては、静岡県国保連合会ホームページ内の、「介護保険におけるインターネット請求の手引き」をご確認ください。

介護保険 → 介護保険請求事業所の皆様 → インターネット請求をお考えの事業所の皆様へ

請求事務を担当される方は、御一読ください。